

文化施設部会の設置について

令和 8 年 4 月 1 6 日

文化 審 議 会 決 定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、文化施設の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に文化施設部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）文化施設の振興に関する事項について
- （2）その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会 第3期文化施設部会委員

(令和8年4月)

(正委員)

小林 真理	東京大学教授
田中 正之	独立行政法人国立美術館理事長、国立西洋美術館長、 国立アートリサーチセンター長
吉見 俊哉	國學院大學観光まちづくり学部教授

(臨時委員)

伊佐治 裕子	長野県松本市副市長
石田 麻子	昭和音楽大学学長補佐・舞台芸術研究所所長・教授
井上 伸一郎	合同会社 ENJYU 代表社員、作家・プロデューサー
井上 智治	一般財団法人カルチャー・ヴィジョン・ジャパン代表理事
片岡 真実	森美術館館長
岸 正人	公益社団法人全国公立文化施設協会 専務理事
栗原 一浩	吉祥寺シアター支配人
五月女 賢司	公益財団法人東洋食品研究所 課長 (高碓記念館 館長)
佐々木 秀彦	東京都江戸東京博物館 参事
橋本 麻里	学芸プロデューサー、一般社団法人 刀剣文化研究保全機構 業務執行理事
林 勇貴	大分大学経済学部准教授
半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会 専務理事

(五十音順)